近江八幡市みんなの心で手をつなぐ手話言語条例について

〇条例化した理由・きっかけは…。

平成23年の障害者基本法の改正により第3条に「言語(手話を含む。)」と明記され、鳥取県で初めて「手話言語条例」が制定されて以降、平成28年3月に全国の全ての自治体議会で「手話言語法制定を求める意見書」が採択されるなど、全国各地で条例制定の気運が高まったこと。

また、平成28年5月2日に開催された近江八幡市聴覚障害者福祉協会と市長の 懇談会において、当事者から手話言語条例の制定についての熱意ある要望があった ため。

懇談会後、市長から障がい福祉課に対し、手話言語条例の制定について検討するように指示がある。

〇条例化にむけて苦労したことは…。残念な点…。

条例に盛り込む条項等の当事者団体や庁内関係部局との協議・調整。

条文について、障がい福祉課の原案では、「〇〇するものとする。」としていた ものが、協議後は「〇〇に努めるものとする。」となってしまったこと。

○条例制定後、職員の変化は…。(職員の意識向上等)

障がい福祉課の職員においては、手話施策の推進に関して積極的に取り組むようになった。

また、他の一般職員についても、手話の理解を深めるための福祉部内研修や新 規採用職員研修、所属単位の人権学習会に手話の出前講座を活用されるなど、手 話に対する興味・関心を持つ職員が増えてきているように感じる。

〇条例制定後、市民や聴覚障がい者の反応は…。

当事者団体である近江八幡市聴覚障害者福祉協会の皆さんにおいては、行政とともに手話の普及啓発を図らねばとの使命感や積極性などの意識変化が、また、手話サークルの人たちも公の場で活躍する機会が増えてきたことから、意識の変化があらわれたように感じる。

また、民生委員児童委員をはじめとした福祉関係者や一般市民においても、手話について興味や関心を持たれる人が徐々にではあるが増えてきているように感じる。

〇条例制定によりどのような成果が…。

市広報やケーブルTV、出前講座など、手話を目にする機会が増えてきたことから、今まで手話について興味も関心もなかった人が、手話を知り、興味や関心を持つ人の輪が少しずつ広まってきた。

例えば、手話奉仕員養成講座の受講者数の増加。手話奉仕員養成講座を受講する職員(総合医療センター・こども園・中学校教諭・障がい福祉課等)も、毎年、数名でてきた。

小学校での出前講座がきっかけとなり、小学生が手話サークルに参加するよう になった。

地域の老人クラブ、障がい者団体、事業所からも手話の出前講座の依頼があり、各地域での会議やイベント等への手話通訳や要約筆記の派遣依頼が倍増している。など

○条例制定後の取り組み内容

- ●手話等に対する理解及び普及の促進に関すること
 - 市広報紙への手話掲載「みんなの手話」毎月連載(手話単語)
 - ・ZTV市広報番組「テレはち」への出演 「みんなの手話のコーナー」隔月1回(5分間)、1日4回1週間放送
 - ・手話普及啓発のための講演会(年1回) 〔制定記念講演会、1周年記念講演会、手話のつどい〕
 - ・出前講座の開催
 - ・「はつらつのつどい」への参加(年1回) 〔手話ステージ(手話歌、手話劇、手話サークル、聴導犬の紹介・実 演)〕
 - 市職員に対する手話研修会〔新規採用職員、窓口職員、福祉部職員、各課の課内研修〕
 - ・市民向けリーフレット『笑顔と手話のあふれるまち近江八幡』の作成・ 活用
- ●手話等による意思疎通及び情報を得る機会の拡大に関すること
 - ・窓口呼出装置 (お知らせブザー) の窓口活用 「市役所 1 階 3 課の窓口に設置〕
 - ・補聴支援器具(簡易的ヒアリングループシステム「ループヒア 1 O 2 」)の 導入

〔ひまわり館 障がい福祉課の窓口に設置〕

- ●コミュニケーション支援従事者の支援に関すること
 - ・感染症検査の受検

[専任手話通訳員2名 肝炎等の検査]

- ●災害時における聴覚障がい者の情報取得及び意思疎通の支援に関すること
 - ・災害時用ビブスの作成・配布



- ●その他市長が必要と認める事項に関すること
 - ・児童向けリーフレット『笑顔と手話でこんにちは』の作成・授業(小学校3年生)での活用

〇課題

・防災関連の取り組み

〇出前講座

	H 2 9	H 3 0	H 3 1
回 数	21	28	8
延べ参加者数	764	980	458

• 平成 2 9 年度

こども園・幼稚園の職員、小学校、高等学校、障がい者団体、学区民児協、 自治会、事業所、市役所職員(子ども福祉部職員)

• 平成30年度

保育園・こども園・幼稚園の職員、小学校、高等学校、障がい者団体、 市民児協、事業所、図書館、市役所職員(組合女性部・6課・窓口職員)

• 平成31年度

放課後児童クラブ、小学校、中学校、高等学校、障がい者団体、事業所、 市役所職員(新規採用職員)

〇手話通訳派遣

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 O	H 3 1
回数	332	262	359	316	183
うち委託	41	39	33	27	12

〇要約筆記派遣

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1
回 数	11	16	17	20	13
うち委託	11	16	17	20	13

〇手話奉仕員養成講座

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
受講生	19	17	14	33	26
修了者	18	13	11	25	

※ いずれも、平成31年度については上半期の実績